

議案第14号

令和3年度 印南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度 印南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 446 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 83,636 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

令和4年3月10日提出

印南町長 日裏 勝己

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

農業集落排水事業特別会計

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 分担金及び負担金		千円 1	千円 2,820	千円 2,821
	1. 負担金	1	2,820	2,821
4. 繰入金		58,817	△6,000	52,817
	1. 繰入金	58,817	△6,000	52,817
5. 繰越金		1,500	3,334	4,834
	1. 繰越金	1,500	3,334	4,834
7. 町債		3,500	△600	2,900
	1. 町債	3,500	△600	2,900
歳 入 合 計		84,082	△446	83,636

歳 出

農業集落排水事業特別会計

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		35,432 ^{千円}	△558 ^{千円}	34,874 ^{千円}
	1. 総務管理費	35,432	△558	34,874
3. 予備費		733	112	845
	1. 予備費	733	112	845
歳 出 合 計		84,082	△446	83,636

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
歳入

農業集落排水事業特別会計

款	補正前の額	補正額	計
1. 分担金及び負担金	1 千円	2,820 千円	2,821 千円
4. 繰入金	58,817	△6,000	52,817
5. 繰越金	1,500	3,334	4,834
7. 町債	3,500	△600	2,900
歳入合計	84,082	△446	83,636

歳 出

農業集落排水事業特別会計

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1. 総務費	千円 35,432	千円 △558	千円 34,874	千円	千円 △600	千円 △3,180	千円 3,222
3. 予備費	733	112	845				112
歳 出 合 計	84,082	△446	83,636		△600	△3,180	3,334

2. 歳入

(款) 1. 分担金及び負担金

(項) 1. 負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
	千円	千円	千円		千円	千円
1. 負担金	1	2,820	2,821	1. 加入負担金	2,820	加入負担金
計	1	2,820	2,821			

(款) 4. 繰入金

(項) 1. 繰入金

2. 基金繰入金	11,000	△6,000	5,000	1. 下水道基金繰入金	△6,000	下水道基金繰入金
計	58,817	△6,000	52,817			

(款) 5. 繰越金

(項) 1. 繰越金

1. 繰越金	1,500	3,334	4,834	1. 繰越金	3,334	前年度繰越金
計	1,500	3,334	4,834			

(款) 7. 町債

(項) 1. 町債

1. 町債	3,500	△600	2,900	1. 下水道事業債	△600	公営企業適用事業
計	3,500	△600	2,900			

3. 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明 千円	
				特 定 財 源			一般財源 千円	区 分		金 額 千円
				国県支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円				
1. 一般管理費	35,432	△558	34,874		△600	△3,180	3,222	13. 委託料	△558	資産台帳作成支援業務委託料
計	35,432	△558	34,874		△600	△3,180	3,222			

(款) 3. 予備費

(項) 1. 予備費

1. 予備費	733	112	845				112			
計	733	112	845				112			

第2表 地方債補正

(変 更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
下水道事業債	千円 3,500	証書借入	年3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政上の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 2,900	証書借入	年3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政上の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。